第３０回（令和２年度第１回）熊谷市入札適正化委員会

１　開催日時　　令和２年１０月２６日（月）　午前９時２０分開会

２　開催場所　　熊谷市役所議会棟　第１委員会室

３　会議の内容

⑴　開　　会

⑵　あいさつ

⑶　議　　事

ア　委員長の互選及び委員長職務代理の指名

イ　熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要

ウ　入札手続の運用状況に関する報告

エ　抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

・　一般競争入札	３件／対象案件	４２件
・　指名競争入札	１件／対象案件	３２件
・　随意契約	０件／対象案件	５件

業務委託

・　指名競争入札	１件／対象案件	２７件

〈上下水道部局〉

建設工事

・　一般競争入札	１件／対象案件	２８件
・　指名競争入札	０件／対象案件	５件
・　随意契約	０件／対象案件	１件

業務委託

・　指名競争入札	１件／対象案件	７件

オ　次回抽出委員の指名

カ　その他

⑷　閉　　会

議事の概要

ア　委員長の互選及び委員長職務代理の指名
　現委員体制となって初めての委員会であるため、委員長及び委員長職務代理を決定した。

イ　熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要
　資料に基づき、事務局から、熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要について説明を行った。

ウ　入札手続の運用状況に関する報告
　資料に基づき、事務局から、令和２年４月１日から令和２年８月３１日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。
【質疑応答】
委　員：　上下水道部の建設工事について、前回の令和元年度第１回の当委員会における概要と比較すると、件数が微増しているほか、請負代金額がきわめて大きく増加している。これは、今回はきわめて高い請負代金額の工事があったことが理由か。
事務局：　そのとおり。当該工事については、ポンプや電気、機械設備等を債務負担行為で令和２年から令和５年まで３ヶ年にわたって更新するもので、３ヶ年分の請負代金額であることもあって高額になっている。

エ　抽出事案に関する審議
　下記事案について、事務局から説明を行った。
　委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞
事案１・・・熊谷市立江南南小学校トイレ改修建築工事【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　開札を２回行った理由は何か。
事務局：　第１回の入札で、各業者の入札額が上限である入札書比較価格を上回ったためである。このため、２回目の入札の機会を設け入札があって落札に至ったものである。
委　員：　４者が入札参加申請しているが、２者辞退で、２者の入札にとどまっている理由は何か。
事務局：　業者が雇用している主任技術者の数に限りがあることが理由と思われる。高額の請負代金額の工事では専任で就けなくてはならないことも理由と思われる。
委　員：　トイレ改修工事は来年度も予定されているのか。
事務局：　計画に基づき、今後も５校前後予定している。

事案２・・・熊谷市立籠原小学校普通教室棟（Ａ棟）内部改修建築工事【一般競争入札】
【質疑応答】
委　員：　最低制限価格はあらかじめ公表されているのか。また、業者は、最低制限価格をある程度推測できるものなのか。
事務局：　最低制限価格は、その算定式は公表しているが、価格そのものは事前に公表していない。また、業者は、最低制限価格を正確には分からないことが多いと思われる。
委　員：　設計金額に階段室内のアスベスト除去を含んでいるのか。
事務局：　そのとおり。今回は、内部改修工事に併せてアスベストも除去するものである。

専門の業者から見積もりを徴して設計している。

委　員：　当初の入札が不調に終わったため入札参加資格に市内代理店６者を追加したとのことだが、それらの業者は入札に参加したのか。

事務局：　６者のうち２者が入札に参加した。

事案３・・・舗装打替工事（小泉）【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　最低制限価格と同額の入札額の業者が７者いることはどう考えているか。

事務局：　算定式は公表していること及び積算に当たっての単価も公表されていることから、この工事については最低制限価格を算出することができたと思われる。

委　員：　業者は市販の積算ソフトを活用していると以前に聞いている。また、舗装打替工事は積算が容易な工事だと聞いているが、今回の工事も同様か。

事務局：　そのとおり。なお、舗装打替工事は他の工事と比べて工種が少ないことから、積算は容易と思われる。

事案４・・・熊谷市役所妻沼行政センター２階トイレ改修工事【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　この工事は１者のみの入札で他９者は辞退となっている。
そもそも競争入札を実施しているということは、市場原理によって適正な価格で落札されることが期待されており、そのためには競争性が確保されることが重要だと思われるが、１者のみの入札となったことはどう考えているか。

事務局：　１者のみの入札だったのは、この工事の特殊性に起因していると思われる。昨年度も同様の工事を発注したが、１者のみ入札し、入札書比較価格を超えていたため不落となった。このため、業者のランクを上げて再度指名入札を行ったが、全者辞退で不調となった。
　金額の割に手間の掛かる工事であること、下請業者が多く必要になり利益が少ないことが入札しなかった理由のようである。

委　員：　１者のみの入札は、最初から業者が決まっているかのような誤解を生むこともあるので、複数の業者が入札できるような仕組みを考えた方がよいのではないか。

事務局：　利益が少なく人気のない工事ではあったが、１者のみの入札を避けるため、早期に発注する等対策を講じていく必要はあると感じている。

委　員：　利益が少ないということを業者は事前に分かるものなのか。

事務局：　今回の工事を含め指名競争入札では設計金額を事前公表していることから、上限が分かるため利益についても分かったようである。

事案５・・・市道９０００７号線道路改良事業土地評価業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　業務委託については最低制限価格制度はないのか。

事務局：　そのとおり。

委　員：　業務委託の内容は、道路の拡幅に際して土地所有者に補償するため土地の評価を行うといったことか。また、設計金額と落札金額に大きな開きがあるが、設計金額はどのように設けたのか。

事務局：　業務委託の内容についてはそのとおりで、評価価格をもとに用地交渉をさせていただいている。また、設計金額は埼玉県による歩掛りを用いることになっていて、そのようにして設けたものである。落札金額は、経験や業務に精通していることで低額でも履行が可能であり、それらが反映されたものと思われる。

＜上下水道部局＞

事案６・・・江南浄水場電気・機械設備更新工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　地域経済の活性化や地元業者の育成が重要であるが、落札業者は市外の業者で、下請には地元の業者は入っているのか。

事務局：　まず、今回の工事において、配水ポンプの更新については、市で求める性能のポンプを製造できる業者は国内に５者しかいない。また、計装設備工事についても今回の工事規模だと６者程度しか施工できるところはない。このようなことから市外業者を主とした入札及び落札となった。

　下請については、配管工事であれば市内業者でもできるので、強制はできないが市内業者が入れるよう案内はしているところである。

委　員：　実際はどうだったのか。

事務局：　場内の配管工事についてはほぼすべて市内業者を下請に入れていただいている。

委　員：　落札業者だけ他より１桁少ない入札額となっているが、理由は何か。

事務局：　今回の工事は、３期にわたる工事の最終の工事であるが、１期、２期の工事を今回と同じ業者が落札している。このことから、技術者の配置や材料の調達に係る経費等が他者より有利に働いたことが低い入札額の原因と考えている。

事案７・・・妻沼第８・９水源及び浄水場整備工事実施設計業務委託【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　市内に本店がある４業者は指名しなかったのか。

事務局：　実績がなかったため、指名していない。

委　員：　実績がないことを理由にすると、市内業者は今後も指名されることはなくなってしまう。業者育成の観点から、発注者として、業者に経験を積んでもらうような取り組みはできないのか。

事務局：　導水管の設計のみなら市内業者でも可能であるが、今回の業務委託では水管橋の新設設計も含んでいた。水管橋の設計に当たっては、河川管理者との協議が必要なほか、堤防を開削することになるので、受託実績や経験の有無について厳しくならざるを得ない。今後の検討課題としたい。

オ　次回抽出委員の指名

次回の委員会において、抽出事案を選定する委員を指名した。

カ　その他

次回の委員会の開催予定について説明した。

以上で、閉会となった。